

あなたの悩みに寄り添います。

長年ひきこもって
いてどうしてよいか
わからない…

病気で働け
なくなった

借金の支払いや
公共料金の
滞納がある

『くらし』のたて直しと『就職』をサポート!

大阪府自立相談支援機関

はーと・ほっと相談室

仕事がなかなか
決まらない

家計のやりくり
に困っている

生活困窮に関する相談支援・就労支援事業を実施しています。

まずは、相談支援員にお電話ください。相談は**無料**です。ご家庭へも訪問します。

相談時間 月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時15分
祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

あなたのまちの相談支援員にご相談ください。

●忠岡町・田尻町・熊取町・岬町にお住まいの方

大阪府岸和田子ども家庭センター 生活福祉課内

住所：貝塚市畠中1-18-8 貝塚市保健・福祉合同庁舎3階

電話：072-430-4321 FAX:072-430-4322

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 生活支援部
電話：06-6762-9494 FAX：06-6762-9479

あなたの悩み・相談解決のための 支援サービスをご提供します。

大阪府自立相談支援機関 **はーと・ほっと相談室**



まずはお電話をください。

- まずは、相談支援員にお電話ください。
相談支援員が、ご家庭に訪問してお話をお聞きすることもできます。

あなたの相談を解決する方法を、あなたと共に考えます。

- 他の支援機関につなぐ場合でも、あなたの希望や必要に応じて、紹介先の機関へ付き添いをしたり、連絡をします。
また、その後のあなたの状況についても、伺います。



支援計画を作り、支援サービスを提供します。

- 「はーと・ほっと相談室」の相談支援員は、あなたの相談解決のために、あなたとともに、あなたの支援計画を作ります。
- あなたへの支援が効果を発揮しているか、あなたとの面談などを通して確認します。また、支援計画の見直しもします。
- 「はーと・ほっと相談室」の就労支援員は、就労が必要な場合については、あなたの状態に応じた個別支援を行います。



相談解決へ。

- 支援が終了しても、お困りになっていないかをお聞きして、再相談することもできます。



社会福祉法人大阪府社会福祉協議会では、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき大阪府が府内町村部（島本町を除く）において実施する「生活困窮者自立支援等事業」を受託し実施します。
（実施町村は豊能町・能勢町・太子町・河南町・千早赤阪村・忠岡町・田尻町・熊取町・岬町です）